



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

本当の優しさ

皆さまは「夏まゆみ」さんをご存知でしょうか？

彼女はダンスプロデューサーとして 300 組以上の振付けを手掛け、延べ 200 万人以上に対しダンス指導を行ってきた巨匠であります。特にダンス未経験者の多いモーニング娘。AKB48 の「育ての親」としても知られ、現在のアイドル文化の基礎を作りました。しかしここ数年は体調が思わしくなく、闘病生活を繰り返しておりましたが、残念ながら今年の 6 月に 61 歳の若さでお亡くなりになりました。

夏さんの指導は、短期間で多くの振付けを習得させるため過酷な練習を課すなど、テレビ番組では「スパルタ教育」がフィーチャーされていましたが、その根底には夏さん曰く「人が一生懸命踊る姿を“美しい”と思います。その一生懸命のパワーに人は感動するんです」という思いがあり、言わばダンス指導を越えた、アイドルとして活躍するための心構えを教え続けたのであります。そんな夏さんの思いが詰まったエピソードを、以前たまたま週刊誌で見たことがあります。

それは AKB48 のダンス指導をしていた時のこと、中々振付けを覚えられないメンバーに対し夏さんは何と、直ぐに AKB48 を辞めるよう促したのです。その様子を見た運営スタッフから「彼女はまだ入ったばかりで、見切るには早いと思うのですが…」と言ったところ、夏さんから「私の中では彼女にアイドルとしてのセンスを感じておりません。それなのに無理に続けさせれば彼女は自信を無くし、辛くなるだけで、無為な時間を過ごさせることになります。それよりまだやり直しが利く早い段階で、もっと自分に合った道に進んで活躍してもらった方が彼女にとって幸せです。そう考えるとそのように

導いていくのも指導者の仕事だと思います。」と言い返されておりました。それを聞いて、指導者としての本当の優しさとはこういうことであると改めて認識致しました。

確かにプロである以上、お客様よりお金をもらってサービスを提供しておりますので、その仕事の専門的な知識やスキルがあって当然で、その部分では失敗は許されません。またお金も相場がある以上、好きなだけもらえる訳ではないので、その知識やスキルを習得するのに時間が掛かり過ぎてしまっただけではビジネスとして成り立ちません。そう考えると、ある一定ラインを超えても必要な知識やスキルを習得出来ていないスタッフがいた場合、指導者（経営者）はその時点で「適性無し」と判断し、そのスタッフに違う道を勧めるのは当然とも言えます。ただその見極めをするためには、その一定ラインの基準を作らないといけません。そのスタッフの言動、表情などをしっかり観察する必要があります。また見極めは冷静かつ客観的にしなければかえって相手を傷つけることにもなりますので、時として第三者にアドバイスを仰ぐと良いかもしれません。

一生懸命やっているけど、中々結果を出せないスタッフを抱えている経営者も多いと思います。しかしその状況をいつまでも放置していると、自社にとってもそのスタッフにとっても精神的、経済的に良いことはありません。むしろスキル不足が原因でビジネス上の致命傷を負ってしまうこともあります。とは言え愛着のあるスタッフに対し「適性無し」と非情宣告するのは本当に辛いことです。ただそこはそのスタッフが別の道で長く活躍してもらおうためと思って割り切ることも、経営者に求められるのではないのでしょうか。



今月対応が必要な事項をリマインドします

1 1月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、9月末までに中間納税をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思えますので、9月末までに納付の対応をお願い致します。
納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。



税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

1 電子帳簿保存法に関する令和5年度税制改正に伴う改訂資料が国税庁より公表されました。

令和6年1月1日より適用となり、対応が必要な事項もございますので、必ずお目通しください。



電子帳簿
保存方法の内容



電子取引データ
保存方法



特設サイト

2 10月から最低賃金がアップします

8/18に全ての都道府県で最低賃金を39～47円引上げる答申がなされました。なお東京都は41円引上げとなり、10/1から最低賃金は時給1,113円となります。

上記賃金未満で時給を設定している従業員がいる事業者様は、9月中に最低賃金以上に変更を検討し、当該従業員に新たな時給を通知して下さい。



事務所の最新ニュースをお伝えします

今月は7月に入所した事務所職員の**伊藤胡桃 (いとうくるみ)** をご紹介致します。

略歴 埼玉県所沢市出身。医薬品等を扱う製薬関連一部上場企業に数年間事務職（医療従事者からの問合せサポート業務等）として従事。その後税理士事務所に転職し、記帳代行等業務に従事。2023年7月より当事務所に勤務。

趣味・特技 映画鑑賞、社交ダンス、ボイトレ。ビジネス系のYouTubeチャンネルを見ています。

最近の出来事 日本の税制構造に疑問を持ち調べると、税金を通して私達が助け合って生きていることを数字で実感でき、日本の税金の仕組みに関して大変面白味と魅力を感じました。物価高騰で卵の値上がりに耐えています。

皆様へメッセージ この業界でのお仕事はまだ経験が浅く至らない点多々ございます。他人事ではなく、もし自分が経営者だったら…というレベルまで踏み込んで、経営者やそこで働く人々の想いを汲み取り、考えながらお仕事に取り組みたいと思っております。

業界的にChatGPTなどAIの脅威はありますが、税務に関する基礎的な知識を蓄えた上で、日々の業務を通して新しいことを学びながら、お客様と共に成長し、商売や経営のお役に立ちに貢献できれば幸いです。





One Point
Study

経営者にとって身近な税務をサクッと解説します

税務の原理原則

さて、いよいよインボイス制度開始まで1ヵ月と迫りました。7月に中小企業を対象とした調査をエヌエヌ生命保険が行っており、インボイス制度についてどの程度知っているのか問うたところ、「概要を知っている」が43.8%でトップ、「名前は聞いたことがある」が27.2%、「具体的な内容まで知っている」が23.9%となっております。このようにインボイス制度の具体的な内容の理解は1/4以下となっており、税理士と顧問契約していない事業者に理解を強いるのは、手に入る情報も限られるのでかなり厳しいように感じます。そんな中、当事務所では顧問先以外の方にも参加可能なセミナーで情報を発信しておりますので、お気軽に参加して頂き、理解を深めて欲しいと思います。

しかし、最近インボイス制度とは関係なく、そもそもの税法における「原理原則」について税務調査時に指摘されているという話があります。例えば飲食等の場合、国税庁HPのタックスアンサーにおいて以下の事項を記載した書類の保存が必要とされております。

- (1) 飲食等のあった年月日
- (2) 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名または名称およびその関係
- (3) 飲食等に参加した者の数
- (4) その飲食等に要した費用の額、飲食店等の名称および所在地（店舗がない等の理由で名称または所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名または名称、住所等）
- (5) その他飲食等に要した費用であることを明らかにするために必要な事項

これらの対義的な書類となると、「日付不明」「飲食をした相手先・人数不明」「店舗名不明」という事になりますが、客観的に見ると当然経費性について疑義が生じます。仮に私が調査官でも「仕事と関係ないのでは？」と疑い、1つでもそのような経費を見つけると、その会社の経費精算の仕方や、他の経費についても疑いの目を持って調査すると思います。

私が以前勤めていた会社の社長のお話になりますが、飲食代を精算する際には「〇〇商事 〇〇（肩書）他〇人 計〇名」と毎回漏れる事なくレシートに毎回記載されてありました。何気なく話を聞いてみると、「その日話した事を思い出しつつ名刺を見ながら書いているんだけど、社名と名前を覚えられて丁度いいよね」と話してくれました。大抵の人から面倒くさいと言われ、記載漏れも多かった中、そもそもの仕事に対するスタンスの違いなのか、社長は嫌な顔せず話してくれたことを覚えております。

今回は、税務の原理原則についての基本的な部分について触れましたが、考え方が本来の趣旨・目的とは違っていたとしても、結果として守ることに越したことはなく、税務リスクも回避できると考えます。インボイス制度に注目が集まっておりますが、それ以前から存在する書類保存に際するルールから再確認することで、結果として銀行評価にも結び付くのではないかと考える次第です。

(吉田)

インボイス実務解説セミナーのご案内

いよいよ本年10月からインボイス制度が始まります。「でもうちは何を準備すれば良いの?」「請求書や領収書はどういう風になるの?」「経理上注意すべき点を教えて!」など、ご存知無いたことが色々あるかと思えます。しかしこれらの請求書の記載事項や保存方法に不備・不足があったりすると、税法上の適用を受けられず納税額が増えてしまったり、得意先・取引先にご迷惑をお掛けしてしまいます。

そこでオンライン形式で7、8月にも実施した「インボイス実務解説セミナー」を9月に2回(いずれも内容は同一です)行って参ります。

ご契約されているお客様については無料ですので、奮ってご参加下さい。
セミナーの申込みは下記サイトよりお願い致します。

日 時：第6回

令和5年9月11日(月) 15:00～17:00

<https://forms.gle/z9YUnrqyw4Q3xWTD8>



第7回

令和5年9月21日(木) 10:00～12:00

<https://forms.gle/XsxwNHwcd5bzqUDq8>



場 所：zoomによるオンライン形式

講 師：税理士 加納豊彦

参加費：当事務所とご契約頂いているお客様は無料
それ以外の方は2,000円(消費税込)